

昭和45年商業統計調査  
指定統計 商業調査票乙

秘

(常時雇用従業者を使用していない個人商店用)

票番	産業分類	符号
※	◎	※

1. この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。  
2. この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者の内容を他にもらすこととは法律により固く禁じられております。  
3. この調査票はつきのような経路をへて通商産業省に提出されます。  
申告者→(調査員経由)→市区町村→都道府県→通商産業省

市区町村番号	調査区番号	整理番号						
○	○	○						
(電話)								
都道府県	市区町村	番地						
1. 商店名および商店所在地								
局番)								
6. 年間商品販売額								
(昭和44年6月1日から昭和45年5月31日までの1か年間) 商品名は商品分類表（昭和45年商業統計調査申告用）によって 「○○(卸売)」「○○(小売)」のように記入してください。								
分類番号	商品名	億	千万	百万	十万	万	千円	
合計								
7. 修理料、サービス料、 仲立手数料の収入額			業務内容	千万	百万	十万	万	千円
(昭和44年6月1日から昭和45年5月31日までの1か年間)								
8. 商品手持額 (昭和45年6月1日現在)								
申告者の記名および押印			調査員押印					
備考								

通商産業省

3.2.1. この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所（店舗）だけについて記入してください。  
裏面の記入注意をよく読んで記入してください。  
○欄は市区町村で記入してください。◎欄は都道府県で記入してください。※欄は記入しないでください。

# 記入注意

## 一般事項

- 1 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りょうに記入してください。
- 2 調査の期日（昭和45年6月1日）に休業している商店もこの調査票を提出してください。

## 調査事項

### 1 商店名および商店所在地

- (1) 商号、屋号を記入してください。それがない場合には事業主の氏名を記入してください。
- (2) 一定の区画または建物内にあるときは、「○○市場内」「○○ビル2階」のように付記してください。

### 2 商店の開設年

商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。

### 3 営業形態

- (1) セルフサービス店とは、売場面積50%以上について、(イ)あらかじめ包装され値段がつけられている商品を(ロ)店に備えつけてあるバスケットなどにより客が自分でとり集め(ハ)売場などの出口に設けた勘定場で一括して代金の支払いをおこなう販売方式を採用している小売店をいいます。
- (2) 製造小売店とは、製造した商品を、主としてその場で小売する商店をいいます。
- (3) 割賦販売店とは、総販売額の50%以上について割賦販売（購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること）をおこなっている小売店をいいます。
- (4) 1. 2. 3以外の小売店とは、上記セルフサービス店、製造小売店および割賦販売店以外の小売店をいいます。

### 4 売場面積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入してください。
- (2) 売場面積にはショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路および洗面所を含め、事務室、倉庫、自動車の屋外展示場を除いてください。

- (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合は商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないでください。
- (4) ガソリンステーションについては、便宜給油などのために使用する敷地を含めます。

### 5 従業者数

- (1) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。

### 6 年間商品販売額

#### (1) 分類番号および商品名

- イ 商品名は別表の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を明記してください。  
 ロ 取扱商品（商品分類による商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。なお販売額が少ない商品については総額の1割をこえない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入してもさしつかえありません。  
 ハ この分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）と卸売か小売かの区別を記入してください。

#### (2) 年間商品販売額

- (A) 商品販売額は、つきの事実があったとき、その代金の全額を計上します。
  - イ 販売の目的で商品を引き渡したとき、または商品の代金全額を受け取ったとき。
  - ロ 割賦販売の場合は、商品を引き渡したとき。
  - ハ 他に販売を委託した場合は、受託者より販売済みの通知があったとき、または受託者よりその代金を受け取ったとき。
- ニ 試用販売の場合は、購入の申出があり契約が成立したとき、または代金の入金のとき。
- ホ 商品券を販売した場合は、商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引き渡したとき。
- (B) つきの金額は商品販売額に含めます。
  - イ 他から商品販売の委託を受けている場合は、その

### 受託品の販売額。

- ロ 商店で自己製品の卸売（製造卸）を兼ねている場合の自己製品の卸売販売額。
- ハ 家計用に自家消費した商品の代金。

### 7 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行なっている場合、または商品売買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」など的具体的に記入してください。

### 8 商品手持額

商品手持額は、調査日（昭和45年6月1日）現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売の原材料、半製品を含む。）の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、もよの決算日現在によってもさしつかえありません。商品手持額はつぎのようにして記入します。

- (1) 商品手持額の評価は原則として仕入原価によります。ただし、それが困難な場合は仕入れ時価によつてもさしつかえありません。
- (2) 営業倉庫または他の場所にある自家用倉庫、置場等に保管している商品も含めます。
- (3) 買入商品が調査日現在において輸送中であったり、また売手の手元にある場合でも商品手持額に含めます。
- (4) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額に含めません。受託品の評価は販売価格から手数料を差引いた価格によります。
- (5) 試用販売のため一般家庭等へ保管を依頼した商品は商品手持額に含めます。

### 備考欄

- (1) 現在休業中の商店はその旨、および休業期間を記入してください。
- (2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。